

カンボディア国際平和協力業務の実施の結果

平成5年11月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

カンボディア国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

20年余にわたる戦乱と国内混乱が続いていたカンボディアにおいては、平成3年10月に署名されたパリ和平協定に基づく国際連合平和維持活動として、平成4年2月の国際連合カンボディア暫定機構（以下「UNTAC」という。）設立にかかる安保理決議に基づいて、軍事部門、文民警察部門、選挙部門、行政部門、人権部門、難民帰還部門及び復旧部門の7部門からなるUNTACが設立され、活動してきた。UNTACは、世界の各地域から派遣された2万人を上回る要員が参加した大規模な国際連合平和維持活動であった。

このうち、我が国に対しては、停戦監視分野、文民警察分野、選挙分野及び道路、橋等の修理等の後方支援分野への要員・部隊の派遣について、国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する各要件が満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNTACについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国及び紛争当事者の同意も得られていた。

これを踏まえ、我が国としても、これらの要請すべてに応分の貢献を行うこととした。このため、平成4年9月8日、「カンボディア国際平和協力業務の実施について」及び「カンボディア国際平和協力隊の設置

等に関する政令（平成4年政令第295号）」の閣議決定を行い、カンボディア国際平和協力隊を設置し、これにより、停戦監視分野、文民警察分野及び選挙分野における国際平和協力業務（選挙分野については平成5年4月27日の閣議決定により追加）を行うとともに、自衛隊の部隊等により、道路、橋等の修理等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施した。

2 カンボディア国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 停戦監視分野

福井祐輔2等陸佐以下8名の第1次停戦監視要員は、平成4年9月19日に本邦を出発、20日にプノンペンに到着し、UNTACから約2週間のブリーフィングを受け、10月3日から6日までの間に各勤務地に配置され、概ね6ヶ月の勤務についていた後、平成5年3月21日に帰国した。第1次停戦監視要員の最終配置先は、モニタリングチーム951（プノンペン地区）及び同952（プノンペン地区）に各1名、ベトナムとの国境沿いのチェックポイントCV4（スバイリエン州）、CV6（コンポンチャム州）及びCV10（ラタナカリ州）に各2名であった。

田村栄一2等陸佐以下8名の第2次停戦監視要員は、平成5年3月16日に本邦を出発、17日にプノンペンに到着し、UNTACから約1週間のブリーフィングを受け、23日から28日までの間に各勤務地に配置され、概ね6ヶ月の勤務についていた後、9月16日に帰国した。第2次停戦監視要員の最終配置先は、モニタリングチーム951、同512（スバイリエン州）及び同403（クラチエ州）に各1名、ベトナムとの国境沿いのチェックポイントCV4及びCV6に各1名、

タイとの国境沿いのチェックポイントCT6（バンテアイ・ミアンチエイ州）に1名、セクターモニター1（バンテアイ・ミアンチエイ州）及び同4（スタントレン州）に各1名であった。

停戦監視要員は、各国要員混成の数名でチームをつくり業務に従事した。停戦監視業務はそれぞれ勤務するチームによって異なるが、モニタリングチームではカンボディア各派の兵士を武装解除する宿营地（カントンメント）において集められた武器の保管状況や停戦が守られているかどうかの監視等を行い、ボーダーチェックポイントチームでは国境沿いの監視所において停戦が守られているかどうかの監視、外国軍の進入や武器・弾薬の持ち込みの監視等を行った。また、セクターモニタリングチームは、UNTACの歩兵部隊の担任地域毎に設けられ、当該地域内のモニタリングチーム、ボーダーチェックポイントチーム等からの情報を統括する等の活動を実施した。我が国の停戦監視要員の中には、こうしたチームのリーダーとして活動した者もいた。停戦監視要員は、他国の要員を含め、非武装であるが、停戦違反行為が発生する地域で活動したり、武器の搬入をチェックしたり、極めて緊張しながら業務を行う場合もしばしばあった。したがって、我が国の要員は、必要に応じて防弾チョッキを着用することもあった。また、活動中の停戦監視要員には、原則として、UNTACの歩兵部隊の隊員が同行していた。

停戦監視要員の生活は、粗末な民家等を他のチーム員とともに借り上げ、厳しい自然環境等の下で、現地で食料等を調達しながらの共同生活を行った。こうした状況の中で、各要員は、必要に応じ、UNTACのみならず我が国からの水・食料等必要物資の提供を受けながら、各国の停戦監視要員と協力しつつ業務を遂行した。

(2) 選挙分野

福島清介氏以下選挙要員 41名（国家公務員 5名、地方公務員 13名、民間人 23名）は、平成5年5月12日に本邦を出発し、13日から3日間タイのパタヤでUNTACからブリーフィングを受け、17日にプノンペン経由でタケオに到着し、21日から22日にかけて、全員タケオ州内（バティ郡に4名、サムロン郡に6名、プレイカバス郡に9名、トラムコック郡に8名、アンコーボレイ郡に2名、トレアン郡に5名、ボレイチルサール郡に1名、コーランデット郡に2名、キリボン郡に4名）に配置された。これらの選挙要員は、憲法制定議会選挙の公正な執行の監視、管理の業務に従事し、6月2日にタケオを出発し、プノンペン及びタイ経由で6月4日に帰国した。

この選挙は、UNTACがカンボディアにおける自由で公正な選挙の組織及び管理に責任を負うとするパリ和平協定の規定に従い、UNTACによる管理の下に実施された。

我が国の選挙要員は、5月23日から28日までの投票期間中、投票所となった学校、寺等に宿泊することとなったが、一部投票所においては、予定されていたUNTACからの飲料水等の提供が行われないか又は不十分なこともあった。こうした厳しい環境の下で、我が国の要員は、配置された各投票所において投票所の統括の責任を有するカンボディア人担当官を補佐し、投票が自由かつ中立的な状況で行われたことを確認する等の業務に従事した。また、我が国の要員は、5月29日から6月1日までは、タケオ及びプノンペンの開票所において交替制勤務の24時間体制で実施された開票の監視等の業務に携わった。

選挙要員の活動は、憲法制定議会選挙を迎えてカンボディア国内の緊張が高まる中で実施されたものであり、治安の状況の悪化等が懸念されたが、各要員は、状況に応じ、防弾チョッキを携行、着用等して、任務を全うした。

5月23日から28日にかけて行われた投票は、コンポンチャム州及びカンボット州で一時的な投票所の閉鎖が行われたものの、カンボディアの全国に設けられた固定投票所1,400カ所及び移動投票所200カ所において全体として平穏かつ円滑に行われた。選挙後、一部から投票及び開票に関する異議申立てがなされたが、選挙は、全体として自由かつ公正に行われた旨の国連事務総長報告がなされた。投票率は、当初の予想を大きく上回り、有権者の約90%に当たる約426万7千人が投票した。

この選挙結果を受けて、議会が招集され、7月1日、ラナリット殿下、フン・セン氏を共同首相とする暫定国民政府が成立し、憲法制定議会において、憲法制定作業を行った結果、9月24日には憲法が公布され、カンボディアはカンボディア王国となり、シハヌーク殿下が国王に選出され、ラナリット第一首相、フン・セン第二首相が任命されて新政府が発足した。

(3) 文民警察分野

山崎裕人警視正以下75名の文民警察要員は、平成4年10月13日に本邦を出発、14日にプノンペンに到着し、UNTACから約1週間のブリーフィングを受け、21日から27日までの間に各勤務地に配置された。州別の最終配置先は、プノンペン地区に9名、カンダル州に8名、タケオ州に8名、プレイヴェン州に8名、コンポンチャ

ム州に10名、コンポントム州に9名、シェムリアップ州に9名、コンポンチュナン州に5名、バンテアイ・ミアンチェイ州に9名であった。このうち、バンテアイ・ミアンチェイ州の9名については平成5年5月4日に発生した我が国文民警察要員等に対する襲撃事件により、高田晴行警視が殉職、その他8名が負傷等の治療を受けるため5月21日及び6月1日に帰国した。残りの66名については任務終了の後、7月8日に帰国した。

我が国の文民警察要員は、UNTACが州や郡に設置した警察署等に数名ずつ配属されたが、その中には、署長又は副署長として活動していた者もいた。業務内容は、現地警察に対する助言、指導、監視であり、要員は、UNTACの方針に従い、業務の遂行に当たって武器を携行することはなかった。具体的な活動としては、管轄区域内をパトロールし、住民等から現地警察の活動状況を聴取することにより現地警察の活動が公正中立に行われているかの調査・監視等を行ったり、実際の事件が発生した際に現地警察に対し捜査の方法等の指導・助言を行ったりした。また、プノンペンのような都市においてはラッシュ時の交通整理の指導を実施する等、広汎な業務を行った。

しかしながら、時として、地方のUNTAC文民警察署等の現場において、我が国の文民警察要員の本来業務からみて疑問のある指示等が行われている例も見られたので、我が国としては、要員の安全確保の観点及び国際平和協力法との関係から、再三、UNTACに対して申し入れを行った。

文民警察要員の生活は、同じ警察署等に勤務する我が国要員数名が共同で宿営施設を借り上げ、現地で食料等を調達して共同生活を営んだ。一部の地域にあっては、治安状況の悪化等から業務の遂行が困難

となったり、充分な輸送・通信手段が提供されず、飲料水等の必要物資の確保にも困難が伴うようになったため、我が国より防弾チョッキ、浄水器、いわゆるインマルサット（衛星回線電話）等を支給し、要員は任務を継続した。

治安状況は、一部の地域において、当初より著しく悪化し、1月にはシェムリアップにおいて我が国要員を含む文民警察要員の宿舎が襲撃され、4月にはアンピルにおいて我が国文民警察要員が強盗被害に遭う等の事件が起き、5月には、バンテアイ・ミアンチェイ州のフォンクー～アンピル間において、UNTAC車列に対する襲撃により、車列に同乗していた我が国文民警察要員5名のうち高田晴行警視が殉職し、4名が重軽傷を負うという事件が発生したことは極めて残念であった。

(4) 道路、橋等の修理等の後方支援分野

渡辺隆2等陸佐以下600名の陸上自衛隊の第1次カンボディア派遣施設大隊（以下「第1次施設部隊」という。）は、平成4年9月17日から逐次本邦を出発し、10月14日までに全員がカンボディアに到着し、その後、約6ヶ月間業務を実施した後、平成5年4月10日までに帰国した。

石下義夫2等陸佐以下600名の第2次カンボディア派遣施設大隊（以下「第2次施設部隊」という。）は、平成5年3月29日から逐次本邦を出発し、4月8日に第1次施設部隊から業務を引き継ぎ、4月11日までに全員がカンボディアに到着し、その後約6ヶ月間業務を実施した後、9月26日までに全員帰国した。

カンボディア派遣施設大隊（以下「施設部隊」という。）の主要業

務は、長期間にわたる内戦等で荒廃した国道2号線及び3号線の道路及び橋の修理等であったが、まず、活動の拠点となるタケオに移動し、宿营地の設営を開始した。平成4年10月28日には、宿营地の設営と並行し、道路等の補修作業に着手した。道路等の補修作業に必要な原材料については、UNTACから提供されるものほかに、トティエ山に宿営し、採石場で原石を採取して自らも原材料を確保した。施設部隊は、タケオを宿营地として作業を行ったが、カンボットとベルレンの間の国道3号線の修理作業に当たっては、タケオからの距離が遠いことから、作業を効率的に行うため、平成5年1月から部隊の一部をカンボットに分派した。また、6月からは、シハヌークヴィル港のコンテナ置き場の構築を実施することとなったこと等から、カンボットに分派していた部隊を引き上げ、新たに部隊の一部をシハヌークヴィルに分派して業務を実施した。なお、施設部隊からは、連絡幹部3名がUNTAC司令部に派遣され、部隊の業務の円滑な遂行のため、同司令部との連絡・調整や情報収集を行った。

当初、施設部隊の主要業務は、道路、橋等の修理等であったが、その後のUNTACからの要請等を踏まえ、UNTAC構成部門等に対する給水、給油、給食、医療、宿泊施設の提供の業務や物資等の輸送、保管の業務等が追加され、幅広く活動することとなった。例えば、憲法制定議会選挙の支援として、投票期間前は、選挙用資機材の輸送や開票所として利用する大型天幕の構築、非常用食糧の保管、我が国選挙要員を含むUNTAC選挙要員に対する給食や宿泊支援の業務を実施した。また、投票期間中は、道路、橋等の修理等の業務を遂行する上で必要な情報の収集の一環として、近傍の地域の必要な情報等の交換を行うとともに、食糧、飲料水等の生活関連物資を選挙要員に輸送

するため、タケオ州内の投票所に立ち寄った。

なお、施設部隊は、7月にUNTACから発出された撤収に係る指図の内容に従い、撤収作業を開始し、9月12日には宿営地としていたタケオを離れた。その際、カンボディアの復興に寄与するために、同部隊が使用していたプレハブ建物等の資機材をカンボディア側に贈与した。

施設部隊にとっては、与えられた業務そのものは、その能力をもってすれば十分対応可能であったが、昼間は40度を越える猛暑といった厳しい環境等もあり日本国内での作業と比較して困難の多いものであった。更に、作業地域は、付近に不発弾等がある危険性もあり、これに十分留意しつつ業務を進めた。また、憲法制定議会選挙が近づくにつれ、治安状況の悪化が憂慮されたことから、隊員の一層の安全を確保するため、従来から必要に応じて実施していた武器の携行、防弾チョッキ及び鉄帽の着用のほか、宿営地における土のう積み等所要の措置を講じた上で業務を行った。

こうした陸上自衛隊の施設部隊による業務実施の支援等のために、海上自衛隊及び航空自衛隊も活動を行った。

海上自衛隊の輸送艦2隻及び補給艦1隻からなるカンボディア派遣海上輸送補給部隊は、第1次施設部隊のカンボディア派遣の際、同部隊の人員、資機材の一部の海上輸送を行うとともに、シハヌークヴィルにおいて、同部隊に対する宿泊、給食等を提供した後、平成4年12月に帰国した。また、第2次施設部隊のカンボディアからの撤収の際にも、シハヌークヴィルにおいて同部隊に対する宿泊、給食等を提供するとともに、同部隊の使用した資機材の一部の海上輸送を実施した後、平成5年10月6日に帰国した。

航空自衛隊の第1輸送航空隊の6機のC-130H型輸送機は、第1次施設部隊のカンボディア派遣の際に、同部隊の先遣隊の隊員、車両等を空輸した。また、平成4年10月以降平成5年9月までの間、毎週1回程度の頻度で延べ46便に及ぶ連絡便を運航し、施設部隊の補給品等を空輸することにより、現地での円滑な活動を支援した。更に、UNTACの要請を踏まえ、輸送の業務が追加されたことにより、車両用タイヤ等のマニラからプノンペンへの空輸やUNTACが使用する輸送用の資材の沖縄からプノンペンへの空輸も実施した。

3 まとめ

我が国が実施したカンボディア国際平和協力業務は、以上のように、カンボディアにおいてUNTACによる国際連合平和維持活動のために、他の参加国と協力しつつ実施されたものである。

平成5年5月の憲法制定議会選挙の成功に示されたとおり、UNTACによる活動がカンボディア和平の基礎を作ったことは喜ばしいことであった。我が国として、人的な面も含めこれに対して貢献をなし得たことは誇りである。こうした我が国の要員・部隊の活動については、カンボディアの官民を含め国際的に高い評価を得ており、我が国においても国民の理解と支持が深まっている。

今回の業務は、国際平和協力法の下における初めての本格的な活動であり、その準備や業務の実施において、我が国として最大限の努力をしたことはいうまでもないが、一方において、手探りの部分があり、試行錯誤を繰り返しながら、改善を図っていったところであり、今回の経験を踏まえ、今後、更なる改善に向けて検討を進めていくこととしたい。

特に、安全確保の問題については、カンボディアでの経験を通じて、

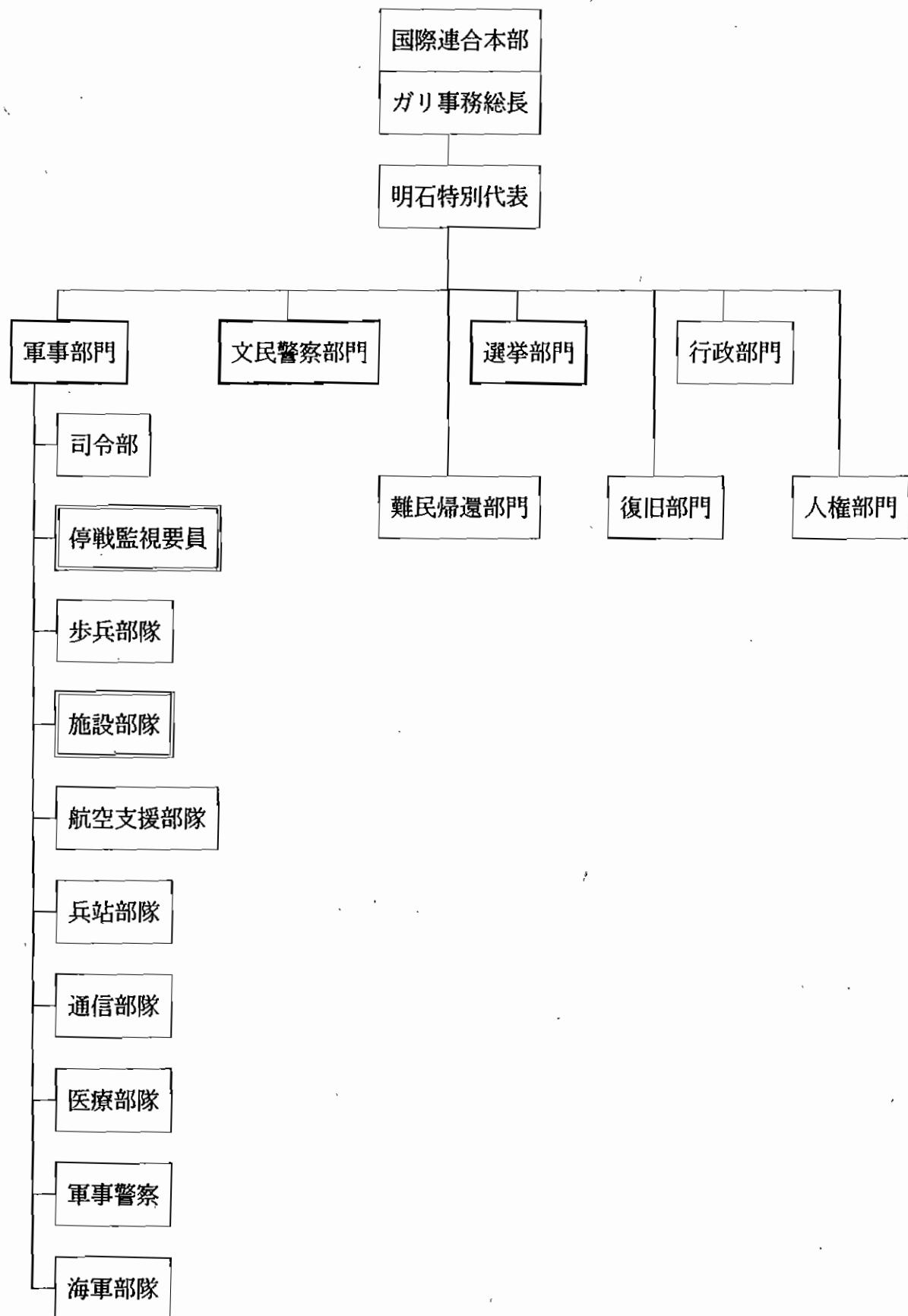
国際連合平和維持活動が紛争終了後の混乱した状況の下で行われることから、現地の情勢に対応して要員・部隊の安全を如何に確保するのかが極めて重要であることを改めて認識した。このため、現地の情勢をより一層適時適切に把握するとともに、国連側との連絡調整をより緊密にする必要がある。更に具体的な安全対策については、通信等の資機材の充実といった装備面のみならず、安全確保のための知識に関する事前研修の徹底や万一危険に直面した際の対応要領等、研修面、運用面の問題も今後の課題である。

我が国国際平和協力隊員であった高田晴行警視及び国際平和協力隊員ではないがUNTACの一員として活動した国連ボランティアの中田厚仁氏が犠牲になったことは、誠に痛ましく残念であった。

政府としては、カンボディアにおける以上のような貴重な経験を国際平和協力法の実施の在り方についての見直しや今後の業務運営に際して生かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

(参考1)

U N T A C の 概 要



(参考3)

選挙要員配置図

クケオ州

